

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

鹿児島国民年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間当時は、夫婦で店を営んでいて、国民年金保険料は、店の売上金等とは区別して管理し、妻が、店の隣にあった金融機関で夫婦二人分を定期的に納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は夫婦共に3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、婚姻した昭和53年4月から申立時点までの約32年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が、申立人夫婦が経営する店の隣にあった金融機関において、夫婦二人分を定期的に納付していたと述べているところ、当該金融機関は、申立期間当時から、申立人が主張する場所に実在していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は、夫婦で店を営んでいて、国民年金保険料は、店の売上金等とは区別して管理し、店の隣にあった金融機関で夫婦二人分を定期的に納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は夫婦共に3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、婚姻した昭和53年4月から申立時点までの約32年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人夫婦が経営する店の隣にあった金融機関において、夫婦二人分を定期的に納付していたと述べているところ、当該金融機関は、申立期間当時から、申立人が主張する場所に実在していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、国民年金保険料の請求が来たので、未納期間の保険料をまとめて納付した。時期と場所はよく覚えていないが、金額は全部で20万円ぐらいであった。請求された未納期間の保険料は全額を納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年2月1日に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した2年11月6日に遡って国民年金の被保険者資格を取得した上で、4年4月1日付けで国民年金被保険者資格を再取得していることが、町（現在は、市）の国民年金被保険者名簿により確認でき、当該加入手続時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、平成7年2月20日に平成6年度の未納保険料（4月から1月までの10か月分）を現年度納付し、その後、申立期間直後の期間である5年度の未納保険料（12か月分）を時効消滅直前の7年5月29日に過年度納付したこと、及び当該2回の保険料納付額は、申立人がまとめて納付したとする保険料額とおおむね一致していることが、オンライン記録により確認できるものの、申立期間については、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 5 日まで
② 昭和 39 年 3 月 26 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、父の死を契機として、当時同居していた姉と同じ時期に退職して、一緒に帰郷した。姉は、私とは別の会社に勤務しており、そこで脱退手当金の説明を受け、帰郷後に脱退手当金の請求手続をしたことを覚えているが、私は、会社から説明を受けておらず、脱退手当金の請求手続も行っていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和43年8月23日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②に係る事業所において、社会保険事務を担当していたとする元同僚は、「昭和43年頃においても、長期間勤めていた女性社員には、会社で脱退手当金の手続をしていたと思う。」と述べていることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 15 日から 33 年 8 月 20 日まで
② 昭和 33 年 8 月 24 日から 36 年 1 月 26 日まで

私は、最近になって、申立期間①と②について、脱退手当金が支給されたこととなっていることを知った。昔のことなのでよく覚えていないが、脱退手当金について、会社から説明を受けたり請求手続をした覚えは無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年3月18日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月頃から 58 年 2 月頃までのうちの約 6 か月間
② 昭和 63 年 1 月頃から平成元年 8 月頃までのうちの約 6 か月間

申立期間①及び②については、それぞれA社、B社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

私が働いていた期間は、両申立期間共にはっきりと覚えていないが、いずれの事業所においても正社員として、各々半年間ほど勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社（平成元年6月23日、C社へ名称変更）は、平成4年8月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本では、5年6月28日に解散登記されている。

また、申立事業所において申立期間①当時、会計・給与関係担当者であったとする元事業主の妻、及び事務員であったとするその娘は、いずれも申立人の氏名を覚えていないとしている上、元事業主の娘は、「当時の関係書類は保管していない。」、「申立事業所では、3か月ほどの試用期間を設けており、その期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しており、当該事業所では、従業員をその勤務期間のとおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が氏名を挙げた申立期間①当時の申立事業所における元同僚

3人のうち、連絡の取れた2人は、「申立人の氏名を覚えていない。」、「申立人についてははっきりとした記憶は無い。」などとするのみであり、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間①に係る記録は見当たらない。

次に、申立期間②については、申立人がB社に入社する際の紹介者として氏名を挙げた元同僚等の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、平成19年1月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から聴取した結果、申立人の姓のみを覚えているとしながらも、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と供述している。

また、申立人が氏名を挙げた申立期間②当時の元同僚の一人は、「申立人の氏名は聞いたような気がする。」などとしながらも、「申立事業所では、3か月ほどの試用期間があり、私も正社員として扱われなかったこの期間中、厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述していることを踏まえると、当該事業所では、従業員をその勤務期間のとおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間②に係る記録は見当たらない。

このほか、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①及び②、並びにその前後において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考えられない上、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 24 日から同年 7 月 31 日まで

私は申立期間中、A社管内のB事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中、期限付きの職員として勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している発令に関する資料では、申立人が申立期間中、A社管内の期限付きの職員として任用され、B事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社を引き継ぐC社では、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所における申立期間当時の元社会保険事務担当者は、「申立事業所では申立期間当時、臨時的任用職員の厚生年金保険への加入手続に関しては、今ほど厳格に行われておらず、任用期間が短い者に対し厚生年金保険の加入について意向を確認していた。」旨供述しており、当該事業所では、職員の勤務期間のとおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 11 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月から平成 11 年 3 月に退職するまでの間、同一グループ内の複数の事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、この途中に当たる申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時は、A社からの社命により、私がB社のC出張所へ出向した時期に当たり、当該期間中は、いずれの事業所に在籍していたかはっきりしないものの、持っていた健康保険証は前者の事業所からのものであったと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している、D社発行の申立人に係る感謝状（発行日は平成 7 年 3 月 31 日）には、申立人が昭和 36 年 8 月 6 日に入社し、申立期間を含め 33 年間勤務した後に定年を迎えている旨記載されていることが確認できる。

しかし、A社（昭和 46 年 5 月 1 日、E社へ名称変更）及びB社は、それぞれ昭和 57 年 3 月 1 日付け、平成 21 年 5 月 16 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、後者の事業所の事務を引き継いでいるF社では、当時の社会保険関係資料を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、同社が保管している申立人に係る人事記録では、i) 入社年月日欄に「(A社) 36. 8. 6」と「43. 2. 1」と二段書きされており、ii) 入社年月日欄の日付と同日の昭和 43 年 2 月 1 日付けで「G社へ転籍。C出張所勤務を命ずる」との発令事項が記載されているほか、iii) 申立期間の始期と一致する 40 年 4 月 11 日付けで「H

社（B社C出張所内）に出向」、申立期間の終期と一致する43年2月1日付けで「G社」に入社、及び「退職金計算入社年月日」欄に「S43-2-1」と記載されていることが確認できる。

なお、申立人及びF社では、前述のH社という名称の事業所は聞いたことがないとしているところ、オンライン記録では、H社という名称の事業所、及びB社C出張所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が申立期間当時、B社C出張所で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚のほか、別の元同僚から聴取したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立期間の前後に当たるA社及びG社に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録のとおり、確認できるのみであるとともに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立人が、申立期間の直前直後に当たる昭和37年1月5日から40年4月10日までの期間、及び43年2月1日から平成11年3月31日までの期間、それぞれE社（昭和46年5月1日、A社から名称変更）、J社に雇用されていることが確認できるのみであり、申立人が申立期間において在籍していた事業所名が不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 777 (事案 397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月15日から34年12月25日まで

私は、昭和32年6月から37年3月までの間、A社のB船舶で船長や機関長として、継続して乗船していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中の昭和33年冬期の業務中に申立船舶の機関室で右手を負傷し、船員保険で療養の給付を受け、傷病手当金の給付も受けたことを記憶しているので、船員保険に加入していたはずであり、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

新たに提出する資料は無いが、再度の申立てを行うので、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が挙げた元同僚3人の供述から、申立人が申立期間の一時期、申立船舶に乗船していたことがうかがえるものの、i) 申立人が挙げた複数の元同僚は、申立船舶はA社の所有船舶ではなく、同社の元役員が所有する傭船であったとするとともに、時期ははっきりしないものの、申立人は当初、申立事業所とは雇用関係は無かったと思うと供述していること、ii) 申立事業所は昭和44年12月1日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料・情報の提出は無いが、当委

員会において改めて調査した船員保険（雇用保険部門）の記録では、申立期間の前後に当たる昭和 32 年 5 月 13 日から同年 6 月 12 日までの期間、及び 34 年 12 月 25 日から 37 年 2 月 28 日までの期間における加入記録が確認できるのみで、申立期間中にその記録は確認できない。

なお、申立人は、申立期間中の昭和 33 年冬期に、申立船舶で右手を負傷し、船員保険により治療の給付を受け、傷病手当金の給付も受けたと主張しているところ、改めて請求した申立人に係る船員保険被保険者台帳では、申立期間の後の昭和 35 年 10 月 10 日付けの、申立人が障害手当金を受給している旨の記録（負傷年月日は昭和 35 年 5 月 21 日、障害手当金額は 2 万 8,000 円、傷病名は右第四五指圧挫創兼第五指末節裂離骨折）が確認できる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。